

「滋賀森林づくり推進協定」締結について

林野庁では、林業及び木材産業の成長産業化を目指し、木材の生産から利用まで全ての段階において生産性の向上やコストの低減等を図り、輸入材に対抗し得る高い競争力を確保することに努めています

このような中、民有林と国有林が連携し、路網を相互利用する動きや森林施業の一体化を図る動きなど、民国連携による効率的な森林整備を推進し、林業の活性化を通じた地域振興を図る取組に関心が高まってきています。

このたび、林野庁近畿中国森林管理局滋賀森林管理署と(一社)滋賀県造林公社との間で、滋賀県全域の森林を対象とした広域的な連携協定である「滋賀森林づくり推進協定」を下記のとおり締結しました。

伐採した木材を運び出すには林道等の路網が不可欠であり、伐採の際は林地の所有者の負担で路網を開設する必要があります。(一社)滋賀県造林公社の造林地と国有林は近接しているところも多く、この協定締結により、効率的な路網の整備等が可能となり、双方が作設した路網を利用すれば搬出コストが低減できる利点があります。

なお、本協定のような市町村や府県を協定区域とする広域的な連携協定は、近畿中国森林管理局では6例目となります。

記

1 協定締結者

滋賀森林管理署長 石上 公彦
(一社)滋賀県造林公社理事長 三日月 大造

2 協定区域及び面積

滋賀森林管理署所管国有林 17,159ha
(一社)滋賀県造林公社契約林 14,836ha

具体的な区域は別添「滋賀森林づくり推進協定位置図」参照。

3 協定期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

ただし、協定期間満了後、協定を更新することができることとします。

4 期待される効果

協定相手方の(一社)滋賀県造林公社は、滋賀県内の森林面積の約 1 割を経営していま

す。滋賀森林管理署と（一社）滋賀県造林公社が次のように連携を図り、伐採木を利用するために運び出す搬出間伐等による木材生産を促進することにより、地域における林業及び木材産業の成長産業化への貢献が期待されます。

- 1.既設の路網（一般車両の走行を想定する林道、主として森林施業用の車両の走行を想定する林業専用道、伐採木の集材や丸太への加工などを行う林業機械の走行を想定する森林作業道）やその付帯施設の土場（伐採木の丸太への加工、丸太の集積などを行う場所）を相互に利用
- 2.協定者が連携して路網を整備することにより、効率的に路網を整備・利用
- 3.出材時期の調整や出材ロットの拡大でより安定的に需用者に木材を供給

